

加西市医師確保奨学金貸与条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、加西市医師確保奨学金貸与条例（令和5年加西市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(入学支度金)

第3条 条例第4条第1項第2号の入学支度金は、入学金相当額とする。

(貸付けの申込手続)

第4条 条例第6条の申込者は、医師確保奨学金貸付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大学の在学証明書

(2) 応募理由書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

2 申込者のうち、入学支度金の貸付けを受けようとする者は、申込書及び添付書類に加え、大学の入学金相当額が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

3 申込書は、随時受け付けるものとする。ただし、入学支度金は、入学年度の5月末日までに申込みしなければならない。

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立した生計を営む成年者とし、申込者と連帯して極度額の範囲内において、債務を負担する能力のある者でなければならない。

2 連帯保証人が保証する極度額は、申込者に貸し付けた奨学金の総額とする。

3 申込者は、申込書と併せて連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書を市長に提出しなければならない。

4 連帯保証人が死亡等により欠けたときは、速やかに補充しなければならない。

(貸付けの承認)

第6条 市長は、申込書を受理したときは、書類審査等による選考を行い、奨学金を貸し付けることの可否を医師確保奨学金貸付承認（不承認）通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の選考にあたり、市長は選考委員会を設置するものとする。

(貸付けの申請手続)

第7条 前条の規定による奨学金の貸付けの承認の通知を受けた者は、承認を受けた日から起算して10日以内に医師確保奨学金貸付申請書（様式第5号）に支払口座振込依頼書（様式第6号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、最初に奨学金の貸付けを受けた年以降、奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年4月15日までに、医師確保奨学金貸付申請書に在学する大学の在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨学金の貸付けの可否について、当該申請者に対して医師確保奨学金貸付決定（否決）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（貸付けの方法）

第9条 奨学生への奨学金の貸付けは、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

2 市長は、6月、9月、12月及び3月に3月分ずつ奨学金を貸し付けるものとする。ただし、貸付決定後の最初の貸付けについては、速やかに次回貸付分までの奨学金を貸し付けるものとする。

（届出等）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 大学を休学、停学又は退学したとき 休学・停学・退学届（様式第8号）
- (2) 大学に復学したとき 復学届（様式第9号）
- (3) 大学を転学したとき 転学届（様式第10号）
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき 辞退届（様式第11号）
- (5) 大学を卒業したとき 卒業届（様式第12号）
- (6) 住所又は氏名を変更したとき（連帯保証人を含む。） 変更届（様式第13号）
- (7) 連帯保証人の死亡等により、新たに連帯保証人を補充したとき 連帯保証人補充届（様式第14号）

2 連帯保証人は、奨学生又は条例第8条第1項の規定により奨学金の貸付けの決定を取り消された者（以下「奨学生であった者」という。）が死亡したときは、死亡届（様式第15号）を提出しなければならない。

（貸付けの決定の取消し）

第11条 市長は、条例第8条第1項の規定により奨学金の貸付けの決定を取り消したときは、医師確保奨学金貸付取消決定通知書（様式第16号）により、奨学生又はその連帯保証人に通知するものとする。

（貸付けの休止）

第12条 市長は、条例第8条第2項の規定により奨学金の貸付けを休止したときは、その旨を医師確保奨学金貸付休止（停止）通知書（様式第17号）により奨学生に通知するものとする。

（貸付けの再開）

第13条 市長は、奨学金の貸付けを休止した奨学生が復学届を提出したときは、その届出の日の属する月から奨学金の貸付けを再開し、医師確保奨学金貸付再開通知書（様式第18号）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金借用証書の提出）

第14条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金借用証書（様式第19号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条の規定による奨学金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを取り消されたとき。

(奨学金の返還)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、条例第9条の規定により奨学金を返還するときは、同条各号に掲げる事由が生じた日から起算して30日以内に医師確保奨学金返還申出書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査して奨学金の返還方法等について医師確保奨学金返還通知書（様式第21号）により、当該提出者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知に記載された期限内に記載された方法で奨学金を返還するものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 奨学生が奨学金を目的外に使用したとき、不正な手段により貸付けを受けたとき又は返還金の支払いを継続して怠ったときは、市長は、奨学金の全部又は一部について、直ちに返還を命じることができる。

(奨学金の返還証明書)

第16条 市長は、奨学生又は奨学生であった者に対して、毎年4月に医師確保奨学金返還証明書（様式第22号）により奨学金の返還総額等を通知するものとする。

(返還債務の猶予の申出等)

第17条 奨学生又は奨学生であった者は、条例第10条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、医師確保奨学金返還猶予申出書（様式第23号）を同条各号のいずれかに掲げる事由が生じた日から30日以内に、その事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査して返還債務の履行を猶予することの可否を医師確保奨学金返還猶予承認（不承認）通知書（様式第24号）により、当該提出者に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第18条 条例第11条の規定による返還債務の免除を受けようとする奨学生又は奨学生であった者（奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、その連帯保証人。）は、同条第1号又は第2号に該当する事実が生じた日から起算して30日以内に医師確保奨学金返還免除申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査して奨学金の返還債務を免除することの可否を医師確保奨学金返還免除決定（否決）通知書（様式第26号）により、当該提出者に通知するものとする。

(返還債務の免除額)

第19条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額に相当する奨学金の返還を免除するものとする。

(1) 奨学金の貸付けを受けている期間中に死亡し、又は心身の故障のため大学を退学した場合 全額

(2) 奨学金の貸付けを受けた期間と同じ期間、加西病院に常勤の医師として勤務した場合 全額

(3) 常勤の医師として加西病院に勤務した場合（前号に該当する者を除く。） 当該勤務に係る月数分の奨学金に相当する額

(4) 医師従事期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合 全額（ただし、一部返還済の場合は返還済の額を除く。）

（返還の一部免除）

第20条 前条第1項第3号の奨学金の一部免除の額は、返還債務の額に加西病院で勤務した月数を奨学金の貸付けを受けた月数で除した割合を乗じて得た金額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（勤務期間の算定方法）

第21条 前条に規定する勤務期間の算定に当たっては、加西病院で勤務を開始した日の属する月から加西病院の医師でなくなった日の属する月の前月（加西病院の医師でなくなった日が月の末日の場合は、医師でなくなった日の属する月）までを算入するものとする。

2 加西病院での勤務期間中に休職又は停職（以下「休職等」という。）の期間があるときは、休職等の期間の初日の属する月から休職等の期間の最終日の属する月の前月（休職等の期間の最終日が月の末日である場合は、休職等の期間の最終日の属する月）までの月数を控除するものとする。ただし、休職等の期間の初日の属する月と最終日の属する月が同一の月であるとき及び休職等の期間が終了した月において再び休職等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

（遅延損害金）

第22条 奨学生又は奨学生であった者が、正当な理由なく、奨学金の返還期日までに奨学金を返還しないときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した遅延損害金を、当該返還すべき額に加算して徴収するものとする。

（現況の報告）

第23条 奨学生又は奨学生であった者は、大学を卒業した日から奨学金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月20日までに同月1日現在の状況について、現況報告書（様式第27号）により市長に報告しなければならない。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。